

平成23年度計画生産対策、事業計画など決定

本会は2月9日の理事会で、平成23年度の生乳計画生産対策を決めた。供給目標数量は693万4,000トントンとなり、22年度の計画生産実績見込みを上回る増産型となる。また、3月8日の通常総会では、23年度の実業計画、収支予算を決定した。

■ 販売基準数量と特別調整乳数量配分 供給目標数量は693万4,000トントン

本会は昨年12月の理事会で、平成23年度の計画生産目標数量は22年度と同様に「3階建て」の仕組みとし、「前年実績比100%以上」の増産型に転換する基本方針を決定。2月9日の理事会では、3階建てのうち1階部分の「販売基準数量」と、2階部分の「特別調整乳数量」を合計した供給目標数量を決定した。

販売基準数量は、日本酪農乳業協会（Jミルク）が策定した単年度の国産生乳需要予測数量（脱脂粉乳ベース、チーズ向けを除く）に、インサイダー率97.1%を乗じた684万8,000トントン（新規就農枠2,500トントンを除く）と設定し、全指定団体に配分した。

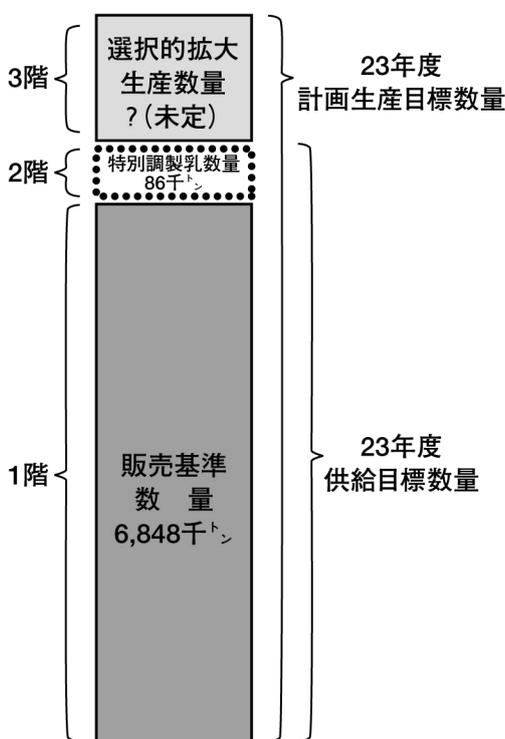
特別調整乳数量は、Jミルクが策定したバターベ-

スの国産生乳需要予測数量に、生産者団体が取り組む「ミルクジャパン」などの牛乳消費喚起対策や、生乳販売努力などの成果などを加味した供給目標数量と、販売基準数量の差として8万6,000トントンを上限に設定した。

なお、特別調整乳数量は全指定団体に仮配分し、22年度中に指定団体の間で減量と増量の調整を行うが、生乳需給が緩和し、生乳流通に混乱が見込まれる場合に生産枠の一部を返上するなど過剰回避対策の実施が要件となっている。

この結果、販売基準数量と特別調整乳数量を合計した供給目標数量は693万4,000トントンとなり、22年度の供給目標数量（計画生産実績に相当する）の見込み数量と比べると、2.2%増（うるう年修正後は1.9%増）と前年を上回る増産型計画生産となる見通し。

平成23年度生乳計画生産
数量のイメージ



平成23年度指定団体別供給目標数量

単位:トントン

	供給目標数量			22年度計画生産 実績見込数量
		販売基準数量	特別調整乳数量	
北海道	3,318,869	3,268,273	50,596	3,226,656
東北	605,969	599,580	6,389	599,280
関東	1,190,446	1,178,719	11,727	1,172,226
北陸	110,487	109,470	1,017	106,051
東海	415,541	411,596	3,945	407,039
近畿	198,347	196,563	1,784	193,792
中国	296,140	293,283	2,857	297,255
四国	140,243	138,896	1,347	140,255
九州	658,282	651,525	6,757	642,980
都府県	3,615,455	3,579,632	35,823	3,558,877
全国	6,934,324	6,847,905	86,419	6,785,533

■ 選択的拡大生産数量は3月末に確定 チーズ、置き換えなど実績報告要件

一方、今回数量が設定されなかった3階部分の「選択的拡大生産数量」は、販売基準数量と特別調整乳数量を上回る生産枠を希望する指定団体に配分する。

具体的には、チーズ向けや全乳哺育向けのほか、輸出や輸入調製品との置き換えなど通常の国内市場に影響を与えない新規需要先を確保し、実績が確認できることが配分の要件となる。

指定団体は3月末までに計画を策定して本会に提出。毎月実績を確認して本会に報告する必要がある。チーズや全乳哺育向け以外で実施する都府県の指定団体は、他の指定団体、全国連、本会と共同で取り組むことができる。

選択的拡大生産数量が確定した4月以降、3階建ての計画生産目標数量が決定、各指定団体に配分される。

■ 23年度は超過・未達ペナルティ課す 指定団体間の生産枠調整を早期実施

さらに、23年度の計画生産対策では、超過、未達のペナルティを実施するほか、生産枠の指定団体間調整を早期に行う。

超過ペナルティは、計画生産実績数量が供給目標数量の1%を超過した場合、超過分に対して1キロ40円を徴収する金銭ペナルティと、超過分を24年度の販売基準数量から削減する数量ペナルティを実施する。

また、22年度は減産型計画生産で休止していた未達ペナルティを復活する。計画生産実績数量が供給目標数量の0.5%（供給目標数量が25万トンの未満の指定団体は1.0%）を超える未達となった場合、未達分を24年度の販売基準数量から削減する数量ペナルティを行う。

指定団体間の生産枠の調整については、指定団体が減量申請した範囲内で、増量希望の指定団体に追加配分する。23年度は指定団体間調整を早くするため、9月30日を増量・減量申請の1次締め切り日と設定、最終的には12月22日まで申請を受け付ける。

■ 理事会・通常総会で23年度事業計画・予算決定 会員に貢献する組織強化に取り組む・茂木会長

一方、本会は3月8日に理事会・通常総会を開き、23年度の事業計画、収支予算書を決定した。

主催者挨拶した茂木守会長は「23年度の事業は会員組織に貢献する機能、役割を適切に担うとともに、酪農経営の活力を引き出す取り組みを推進していく。具体的には、TPP（環太平洋連携協定）交渉に反対する生産者の立場を明確に示し、マスメディアを通じた酪農理解醸成活動を積極的に行う。また、酪農経営の安定化、牛乳消費喚起運動を推進する。国の補助事業見直しによる一層の経費削減、業務の質的向上などを図り、会員に貢献する組織機能が発揮できる取り組みの強化を進める」と述べた。

事業計画では、国などの補助事業の見直しなど中酪をめぐり事業環境の変化を踏まえ、23年度上期中に24年度以降の事業の在り方を見直すことを盛り込んだ。

また、限られた公募事業以外は、中央団体に対する国などの補助事業及び中央団体を通じた補助金が廃止される見直しにあることから、本会の組織機構を再編することを盛り込んだ。現行の「総務経理課」「総合対策課」「生産振興課」「酪農理解促進室」の3課1室体制を、23年4月1日付で「管理課」「業務推進課」「酪農理解対策室」の2課1室に再編する。事業計画に盛り込まれた具体的な事業の概要は次の通り。



1. 酪農産業基盤・生乳受託販売安定化対策

酪農生産基盤の弱体化をめぐりさまざまな課題が顕在化している。このため、今後の情勢を踏まえつつ①中長期的課題に係る行動計画の推進②生乳受託販売安定化対策及び情報の収集、提供③献策活動等の実施—に取り組む。

2. 生乳計画生産・需給調整対策

22年度に大きな課題となっていた乳製品の過剰在庫は、口蹄疫の発生や猛暑などの異常気象を背景に生乳

生産が大きく減退する一方、需要の伸びもあって一定の改善が図られた。23年度は生乳需給がひっ迫傾向で推移すると見込まれているため、本会は増産型の生乳計画生産対策を実施し、生乳需給の安定を図る。具体的には①生乳計画生産目標数量の設定、配分②供給目標数量の期中管理③選択的拡大生産数量の管理③需給状況の把握・情報の提供及び必要な対応協議の実施—などに取り組む。

また、24年度の生乳計画生産・需給調整対策については、生乳需給の動向、酪農経営及び生乳需給を巡る環境の変化、Jミルクの24年度需給見通しなどを踏まえ、23年度内に策定する。その際、酪農経営が計画的な投資などの営農計画を樹立できるような中期的な計画生産の仕組みの導入について検討する。

3. 生乳の総合的な品質・流通管理体制強化対策

1) 生乳流通体制強化事業の支援

行政刷新会議での規制・制度改革の推進や、生産現場に関わる法改正などが検討されるなど指定団体など酪農生産者組織を取り巻く環境は急激かつ大きく変化している。指定団体の生乳販売と需給調整機能や酪農経営への支援強化といった指定団体の役割については、一層、広範囲で高度なものが求められている。

こうした状況に即応できる組織力の強化と酪農経営へのきめ細かい対応が一層重要であることから、全国的な枠組みを維持、強化する。具体的には、指定団体や会員組織の職員を対象にした教育研修プログラムの整備、東日本・西日本の地域ごとの検討会議で広域生乳需給調整の在り方や指定団体間の共同事業などの検討を支援する。

2) 生乳の安全・安心・品質管理への対応

人やモノ、動物などの輸送技術は高度化、高速化し、生産現場でのリスクは従前と比較にならないほど増大している。生産現場で問題が発生すれば、生乳販売・流通への経済的な影響は図りしれないことから、生乳の安全・安心、家畜伝染病への防疫体制に対応するため、①生乳生産・流通リスク対応互助基金創設の検討②生乳の安全・安心指導の実施③ポジティブリスト及び安全・安心に係る不足の事態への対応④BSE対策酪農互助システムによる支援—などの事業を実施し、酪農

経営と指定団体を支援する。

3) 生乳生産基盤対策事業の実施

(1)酪農政策検討・生乳生産基盤対策

全国的に生乳生産基盤の弱体化が深刻さを増しているなかで、酪農経営の生産実態及び今後の意向や課題などに関する情報を的確に把握し、全国的な生乳供給体制の構築、集送乳機能の合理化、安定的かつ的確な生乳供給及び生乳取引の推進に資するため、酪農家に対する調査並びに特定の課題に係る研究などを実施する。調査分析結果については、指定団体及び会員組織に還元し、生産現場の指導、振興対策の基礎資料としての活用を支援する。

(2)高品質生乳生産推進事業

消費者ニーズの変化及び酪肉近代化基本方針などに示された今後の酪農経営の展開方向に即した乳用牛の飼養管理への移行が図られるよう、高品質生乳生産及び成分取引の在り方などについて検討を行う。また、生乳生産・流通段階での成分実態を把握するための調査などを行うとともに、乳質にかかる諸規制が実態を反映したものとなるよう、現行の規制の検証および必要に応じて諸規制の改正の要請を行う。

4. 国産生乳需要定着化対策

1) 牛乳消費喚起対策事業(MILK JAPAN)の推進

牛乳市場における急激なマイナストrendを解消する目標達成のため、市場や生活者ニーズの変化を的確に調査分析し、その情報や消費者の生活行動の変化に対応できる有効なマーケティング施策を指定団体などに提供、提案する。

「MILK JAPAN」の2年目となる23年度は「牛乳の尊さ」「牛乳の楽しさ」「牛乳のおいしさ」という意識を醸成する各種体験共有施策を展開する。それらとともに、若い母親が利用するケータイ・パソコンサイト、ママコミュニティを通じた口コミでの運動拡散を図る基本戦略を維持しつつ、①実消費に直結する機会作りの提供②親子間での牛乳話題化のためのコンテンツの強化③酪農家と母親の参加を通じて、「体験者数の拡大」に取り組む。

なお、中央と地域における活動については、一層

の連携を図るため、年間スケジュールと各期の重点訴求項目を設定し、地域でイベントや広報活動を実施する際、可能な範囲でその内容を盛り込み、全国の統一感を醸成する。また、指定団体などとの役割の適切かつ効率的な分担などを図りつつ、全体の広がりを持った効果的な運動を展開する。

2) 酪農理解醸成消費者対策事業の推進

「日本酪農の価値」に対する国民の理解を促進し、国内酪農への積極的な支援者を拡大するため、酪農生産現場での実体験や消費者との交流活動を通じた消費者理解醸成を進めるため、①酪農啓発情報の発信活動②酪農教育ファーム活動③ミルククラブ活動④地域交流支援事業一を実施する。

5. 公募補助事業の活用による取り組み

1) 6次産業化及び国産ナチュラルチーズ振興対策

牛乳乳製品の製造・加工・販売など酪農経営の多角化を支援するとともに、国産ナチュラルチーズの振興を図るため、国の6次産業化創出総合対策などを活用し、コーディネーターの育成研修や販路拡大のための商談会などを企画、開催する。

2) 食育実践活動及びふれあい交流活動の支援

酪農生産者や教育関係者のネットワーク組織と連携し、国の食育実践活動推進事業も活用しながら、酪農教育ファーム活動などの全国的な酪農理解醸成活動を推進する。

また、畜産関係団体と連携して日本中央競馬会の畜産振興事業を活用し、全国及び地域のふれあい交流活動を推進・支援する。

6. Jミルクへの的確な意見反映と拠出金集金の協力

Jミルクの各種専門部会などの協議で、生産者団体の意向が確実に反映されるよう努める。また、Jミルクへの拠出金について、乳業関係団体などとの連携により、引き続き、指定団体の協力を得て、円滑な集金に努める。

7. 調査・情報活動の推進

酪農関係者を含めた内外への情報発信を密に行うため、メールマガジンの配信内容を強化した情報提供の充実を図る。なお、本会のホームページについては、最新の情報をより簡便に利用できるよう見直しを行う

とともに、引き続き、ウェブサイトなどを活用した酪農関連情報の迅速な提供などを行う。

また、我が国酪農の制度などの検討に資するため、海外の酪農政策、生産動向、消費拡大活動などに関する調査研究を行う。

さらに、酪農生産、生乳流通などの実態や課題などについて、消費者及び関係者の理解や認識の共有化を図るため、プレスリリースや報道用資料の提供、メディアセミナーの開催などを通じた広報活動の強化を図る。

8. その他

1) 酪農中央団体の機能統合・再編への働きかけ

昨年以降の事業仕分けなどで、公益法人向けの補助事業が大幅に削減されていることなどから、多くの畜産関係団体は補助事業に依存しない体制の確立が急務となっている。こうしたなかで、酪農生産基盤の維持・拡充に努め、生乳流通の安定を図っていくためには、酪農関係組織とその運営の見直しが求められることから、これらの推進にあたり、酪農関係組織の効率的かつ適正な在り方の構築について、主体的に働きかけを行う。

なお、酪農ヘルパー全国協会については、23年度の農畜産業振興機構事業が公募で措置されており、事業の重点化・効率化・執行体制の見直しなどの組織のスリム化を図った上で、業務を継続することが予定されており、本会議は事務局との連携に対し協力する。

2) 公益法人改革を踏まえた法人移行の検討

25年度を期限とする新公益法人制度への移行については、本会議における円滑な事業運営、収益構造の改革を図る上での自由裁量の拡大などを年頭に、他の団体の動向を注視しつつ、一般社団法人への移行を視野に検討を進める。

